

壬申戸籍始末

牧 英 正

はじめに

I 明治四年戸籍法

II 解放令

III 敗戦前の措置

IV 敗戦後の措置

付 大阪市における対応

はじめに

現在では、明治五年式戸籍いわゆる壬申戸籍（以下、壬申戸籍と書く）は、少くとも役所に保管されていたものは全部梱包され、法務省の管理のもとにおかれている。この戸籍が作成されてから現在にいたる経過を知る必要があったが、管見のかぎり、経過に関する私を満足させる正確な記述を見出すことができなかった。⁽¹⁾それでは自分で確かめてみようを試みたのが、この小文である。

壬申戸籍には、戸籍中に「穢多」「元穢多」「新平民」「非人」等と明記されたものがあつた。私自身はこれを実見していないが、上記の賤称のあつたことは後にも引用する公文書に記すところであり、運動団体の文書にもそのことが述べられ、またそれを確認したという人の証言も得ている。壬申戸籍が作成された前年、8月28日付の太政官布告により「穢多非人等之称」は廃止され身分職業共平民同様とされたにもかかわらず、この戸籍になぜこのような記載がされたのかについては後に考える。このような記載のある戸籍謄本や抄本が請求によって交付され、また手数料を納付すれば、何人もこれを自由に閲覧することができるという恐るべき事態が続いたのである。

敗戦前の措置によって、差別的事項は抹消されたはずであつた。しかし、1968（昭和43）年においても、以下引用のごとく問題は解消していなかつた。⁽²⁾

いま問題になっている「壬申戸籍」を手にしてのおどろきは、「元穢多」あるいは「新平民」という差別賤称語が堂々と記入され、それがごていねいに赤線で消されてある。消してあるという事で、なお注目をひくようになってきていることである。

そして、宗教や職業が詳細に記入され、ひと目で部落とわかるようになってきている。たとえば「甲皮師」などという職業、そしてほとんどが雑業である。また宗教はその地方で部落だけはちがっているのであるがそれを見ると部落とはっきりわかるわけである。

もともと、被差別身分の制度化は封建社会における支配政策の所産であったが、その結果「穢多・非人」と位置づけられた人びとの上に苛酷な非人間的なしよせが集中した。その制度は、不幸にも、同じく圧制下にある民衆の意識にも定着した。さきに触れた解放令のあとも、政府は、被差別部落の人びとが負わされた物心両面における劣位を除去するために、積極的な施策をとろうとはしなかった。こうして差別的状況は黙認されたままで時が経過した。就職や結婚その他人生の重大な時期に、差別的な戸籍は、あるいは人を死にいたらしめる凶器ともなった。

戸籍と差別とのかかわりは、上に引用したように賤称の直接的記載のみではない。壬申戸籍には、氏神、旦那寺、職業、資産等が記載され、戸籍を閲覧すれば、これらの記載から、被差別部落の出身かどうかは、判然としたという。いわゆる解放令により被差別身分が制度上否定されてから、この差別的戸籍が、衆人の眼から遮断（おそらくこういってよいであろう）されるまで、実に100年にちかい歳月を要したのである。

私事であるが、この小文を執筆しかけたところで、父が倒れ入院し、看護を余儀なくされた。病床の側で、父の容態を案じつつ書き綴ったので、得心のいく調査をすることができなくなり、意を尽したとはいいい難い。大方の御教示を得て、補訂する機会をもちたい。

この小稿を草するに当って、村越末男氏、田村正男氏、佐野弘祐氏ほかの方々から御教示や御助力を得た。ここに謝意を表する。

I 明治4年戸籍法

1871（明治4）年4月4日（＝旧暦）に戸籍法が布告された。この法は、府・藩・県（廃藩置県の詔書が出るのは70日後の7月14日であり、布告の当時は全国のはぼ3分の2は藩領であった）を問わず、全国に適用される「全国総体ノ戸籍法」であった。同法前文にいう立法主旨は、戸数人員を正確に把握することは政務として最も重要であり、「大政ノ本務」である人民の保護は戸籍を詳かにしてはじめて可能というのである。日程に上った廃藩置県、その翌年に行なわれる徴兵令をみこしての処置であったといえる。

戸籍法は、前文、本文33則と表式7号からなる。内容の要点はこうである。

第1則は、戸籍編製の基本方針について述べている。旧来の戸籍の錯雑は、「族属」（＝社会身分）に分けて編製したので、遺漏があってもこれを検査するのは極めて不便であった。そこで、このたびの法では「臣民一般」を住居の地にしながら遺漏のないようにするというのである。

旧来の戸籍制度について、律令制にまで遡って述べる必要はあるまい。古代の戸籍の法は中断して久しかった。近世の人別帳は、主としてキリシタン禁制の目的から強行されたが、百姓・町人を対象とするものであった。被差別部落の人別帳は、当初同じ帳面に記載されたが、地域によって遅速はあっても、江戸中期ころまでには概ね別帳化された。明治維新後、新政府のもとで、戸籍法の先駆となる試みが行なわれた。1868（明治元）年10月、京都府では、市中戸籍仕法、郡中戸籍仕法、他処人来住奉公人雇入仕法、土籍法、卒籍法、社寺籍法が布達された。これらの諸法は、なお宗門改の伝統をのこしており且那寺の記載があった。政府が東京に移って、東京でも京都戸籍仕法と同様な戸籍書法等が実施されるが、いずれも「族属」に分けた戸籍であった。

新しい戸籍法は、従来の「族属」別の原則を棄て、住居の地にしながら、一率に屋敷に番号を付し（第7則）、同一の戸籍簿に登録するというのである。民部省の説明によれば「今日政府ノ目的トスル所ハ、族属固有ノ門地ヲ破リ、断然市民同一平均ノ権利ヲ与ヘシムルノ旨意也、是レ其海内一般地ニ就テ編製シ、村里郡市ノ間、士族・卒・平民上下族属ヲ分チ、数区多岐ノ制ヲ為サル所以ノ大綱ナリ」という。⁽³⁾しかし、ここにいう「臣民一般」とは、法文によれば「華族・士族・卒・祠官・僧侶・平民迄ヲ云」として、被差別部落の人び

とを除外した。

さらに、戸籍事務の取扱いは、地域を「区」に分け、区には戸長と副戸長を新設してこれに当らせることとした。区の設定については、第3則に「凡ソ区ヲ定ムル、警ハ一府一郡ヲ分テ、何区或ハ何十区トシ、其一区ヲ定ムルハ四五丁モシクハ七八村ヲ組合スヘシ」としているが、後年の達によれば、千戸程度を区の標準としている。⁽⁴⁾

戸長は、区内の戸籍を集め、2通を清書する。集めた戸籍は戸長のもとに備え、清書した戸籍に区内総計の戸籍表と職分表を添えて支配所に提出する。戸籍表は、区毎に、町村・戸・社・寺・家持・借家・人員・男女（男は年齢別に6段階、女は4段階）の員数を書き出し、そのうち、廃疾・出生・穢多・非人・死亡それぞれ男女の人数をあげた表である。職分表は、区毎に、官員・兵隊・華族・士族・卒・祠官・僧侶・農・工・商・雑業の人数を示す表である。清書した2通の戸籍のうち、1通は庁に備え、他は太政官に提出する。戸籍は簿冊として綴じられている。戸籍の編製は6年目ごとに行なう（第5則）。その間の出生・死去・出入等は、戸長を経て支配所・庁に届け本書に加除される。その後6年ごとに改めることが行なわれなかったので、戸籍簿は複雑な形をとることになる。寄留や旅行には鑑札を用いる（12則～19則）。

被差別部落に対しては、第32則につきの規定をおいた。

穢多非人等、平民ト戸籍ヲ同フセサルモノノ如キハ、其最寄ノ区ニテ其戸長へ名前書ヲ出サセ年齢廃疾等ヲモ認ムヘシ、其人員男女ヲ分チ、戸籍表ニ書入レ差出シ、庁ニテモ戸籍表ニ入ルル事、式ノ如クスヘシ

但、生死出入其最寄戸長ニテ取扱、寄留旅行ノ規則等、平民同様ノ例ニ従ヒ、名前書ヲ六ヶ年目ニ出サシムル事、戸籍ノ如クスヘシ

しかし、同年8年28日の太政官布告により、穢多非人等の称が廃止され、身分職業共平民同様とされたので、同条は法の実施以前に削除されることになった。この、いわゆる解放令については節を改めて述べることにする。

戸籍法の実施について、「戸籍検査編製ハ来申年二月一日ヨリ以後」とされたが、3都府と各開港場は人民輻湊の土地であるから、送籍・入籍ならびに旅行寄留の者に鑑札の渡し方、寄留表取調べ方等については、その年の6月29日よりおくれないようにと定められた。戸籍の編製は、順調に進められたという

べく、内務省の報告によれば「六年（1873）三月ニ至テ、全国戸籍簿三万一千有余冊、全く整頓ニ就ケリ」という。⁽⁵⁾

II 解放令

戸籍法を公布した1871（明治4）年の8月28日、太政官は唐突につきの2通の布告を行なった。

穢多非人等之称被廢候条、自今身分職業共平民同様タルヘキ事

穢多非人等ノ称被廢候条、一般市民籍ニ編入シ、身分職業共都テ同一ニ相成候様可取扱、尤地租其外除蠲ノ仕来モ有之候ハ、引直シ方見込取調、大蔵省ヘ可伺出事

後者は「府県」に達せられたものである。この年、7月14日の太政官布告で、藩を廃して県をおくことが定められているので、解放令は戸籍法と同様に全国に施行されたものであった。

これらの布告によって、「穢多・非人等」に関する制度は廃止され、一般戸籍に編入すること、身分・職業ともに平民同様とすること、地租その他これまで免除の慣行があれば、その引直し方の見込を取調べ大蔵省に伺い出るべきことがきまった。

さきに解放令を唐突と記したが、政府の態度からみれば、唐突の語は不当とは思えない。この前年（1870年）9月19日、太政官は平民に苗字を許可する布告をした。その閏10月24日、美作国津山藩は平民苗字御免に関して4か条の伺をたてた。⁽⁶⁾ 当面関連のある事項はこうである。

「管内農民ノ内、従來說教者・戎卸・石屋杯ト申名目ノモノ有之、何レモ素人トハ縁組不致、藩庁ニテモ素人ヨリハ一等ヲ下シ取扱来候、是等ノ種類ニ悉皆平民ト相心得、苗字名乗可然哉」の伺に対しては「苗字相用候事ハ勿論ニ候得共、取扱振ハ其藩仕来ノ通」と応じ、「穢多非人ノ類ハ平民ノ外ト相心得申候、右ニテ宜敷御座候哉」の伺に対しては「伺之通」という、にべもない指示を出している。翌年3月、民部省の伺に対して太政官は、穢多を「平民ノ下等ニ班列スルヲ須ヒス、但、各自実効ヲ立テシムルノ方図ヲ開設シ、逐次ニ平民ニ編伍セシム可シ、因テ其ノ方法ヲ査点稟議セヨ、云々」と指示し、⁽⁷⁾ 直ちに平民に編入する意思のないことを示している。戸籍法において「穢多非人等」を平

民から排除したことは既述のとおりである。解放令が出される2日前の8月26日、大蔵省は「其県管轄内、四民穢多非人ニ至ル迄、当未年八十八歳以上相成候者並ニ戊辰年以来昨庚午十二年晦日迄棄兒員数共、早々取調可申立候、尤以後兩条共、前年正月毎ニ増減ノ廉、相届可申候事、(下略)」との達をしている。このとき、大蔵省は2日後に解放令が出されるということを知らなかったのではなかろうか。

幕末近くになって、各地においては差別に対する抵抗、陳情等の行動があり、帆足万里や千秋藤篤等識者が前向な見解を表明し、弾左衛門は幕府に積極的協力することによって譜代家来筋の手下とともに賤称の除去を得た。明治政府のもとで公議所が開設され、ここでは多くの解放意見が出され、圧倒的な賛成多数で解放の件が可決されたことはよく知られている。⁽⁸⁾すなわち、1869(明治2)年3月、福知山藩の議員中野齋の「里数改正ノ議」から、論点は部落解放の問題に移った。なかでも、加藤弘之は「到底人類ニ相違無之者ヲ、人外ノ御取扱ニ相成候ハ、甚以天理ニ背キ候儀、且ハ方今外国交際ノ時ニ方リテ、右様ノ事其儘ニ被成置候テハ、第一御国辱此上モ無之儀ト奉存候、何卒此御一新ニ方リ、右非人穢多ノ称被廃止、庶人ニ御加ヘ相成候様仕度」と述べ、さらに旧藩下における弾左衛門等に対する賤称廃止をあげて「御一新ニ方リ、猶右様ノ儀ニ御心付無之候ハ、乍恐王政ノ御欠典ト奉存候」と、天賦人權論を基礎にしながら、あの手この手と解放すべきことを力説した。しかし、公議所での議論は政府を動かすにいたらなかった。大久保利通は、明治2年6月4日付、桂右衛門(久武、鹿児島藩士)宛書翰のなかで「公議府など無用之論多く、未今日之御国体ニハ適し申ましく候間、一応閉局之内評ニ相成候」と述べている。⁽⁹⁾ここにいう公議府とは公議所のことで、明治元年12月5日に設置されたが、この書翰の約1か月後の明治2年7月8日に廃された。公議所ではさまざまな活発な意見の表明があったが、わずか7か月の命しかなかった。

後年、帝国公道会を設立した大江天也(卓)は、往時を懐古して、つぎのようなことを述べている。⁽¹⁰⁾明治3年、彼が神戸に居住していたとき、近辺に被差別部落があり、その惨憺たる暮しを知って非常な感にうたれた。彼の郷里である土佐でもひどい差別があった。「彼も陛下の赤子に相違ない。それを勝手にさう云ふやうな取扱をすると云ふことは、従来ノ慣習とは云へ、どうも宜し

くないことである。……これは御誓文の陋習を破り天地の公道に基くべしと云ふ御趣旨に従って、改革をせんければならぬ」と考え、上京して大隈重信に話をした。「大隈もそれは至極善い思付きである、つい忘却して其儘にして居ったのである」と、民部大輔（当時民部卿はなかった）大木民平に紹介した。大木は、「大隈からも聴いたが実に其儘に差置かれぬ訳である。宜い気付きをして呉れた。之を平民籍に編入すると云ふことにしなければならぬが、お前は其方法に付て考があるか」と意見を求められた。彼は、国家に対して何か功勞をたてさせ、漸次に平民籍に編入させるという案を述べ、翌年1月に具体策を提出した。しかし、やはり一時に平民籍に編入すべきであると、3月に改めて意見書を出した。その実現を求められて、弾直樹と民部省に出仕した。5月ころ、「大木は参与となり、井上馨が民部大輔となって、穢多非人のことは俺から引受けてやるから」といわれて、別の用件で福岡に出張中に井上が大蔵大輔（当時廃藩置県の時民部省を廃し大蔵省が事務をとった）に転じて解放令が発せられた。「そこで始めて私の目的が達せられた」というのが大江の述懐である。大江は、彼一人の画策で解放令が実現したようなことをいっているが、どの程度にうけとってよいのか。彼は、大隈重信や大木民平が、部落解放について、ほとんど無関心であったかのように述べているのである。

これまで述べた解放令布告までの動向を、私は無視してよいというのでは決してない。それだけの条件の上で立って解放令があり得たものと思う。しかし、この時点で政府を解放令の布告に踏みきらせた直接のきっかけは何であったのか。小林茂氏は、解放令を出すにいたった経緯について、近代化路線の上で考察されなければならないという。⁽¹¹⁾内外の政治情勢を十分配慮しながら、版籍奉還後、絶対主義的傾向を強化して廃藩置県を断行し、近代的中央集権体制を固めた。このあと、近代化政策を具体化していった。その路線の初発に、旧体制が残した最下位の身分—賤民の解放を断行しなければ、近代化政策が推進できないという段階になって、ここに解放令を発令し、部落民を初め賤民を平民籍に編入したのであった。たしかに、各地で部落側の粘り強い賤民廃止の闘いが展開されたが、政府の姿勢は日本の近代化路線を具現化する最後まで、発令を出さなかったことが注目されねばなるまい。小林氏は、近代化という語を定義しないで使っておられる。封建的身分制の廃止は、近代化だといって否定は

できないが、何故この時点での説明には充分ではなかろう。

解放令は「穢多非人等ノ称」を廃すると同時に、府県に具体的な実施事項を明示した。くり返せば、(1)民籍への編入、(2)身分、(3)職業とも平民同様とすること (4)地租その他の免除を解消する方向での点検である。問題はここにあったのではないかと考える。

戸籍法第1則は「戸籍旧習ノ錯雑アル所以ハ族属ヲ分ッテ之ヲ編製シ、地ニ就テ之ヲ収メサルヲ以テ遺漏ノ事アリト雖モ之ヲ検査スルノ便ヲ得サルニ依レリ、云々」としていたし、前掲の民部省の説明はさらにこれを強調していた。しかるに、「穢多非人等」を別籍とすることは、まさに族属に分つの弊を残し、法の整合性を損うものであった。維新前、江戸においては、穢多非人の戸籍は弾直衛門のところで作成してきた。戸籍法が公布されて数日を経た4月8日、太政官は東京府に対しつぎの沙汰をした。

其府管下総録・検校・勾当・角力取・売卜者・香具・辻薬売・戯場音曲之芸人・穢多・非人等、各首長有テ其職分ヲ管スル者、農籍、商籍或ハ彈直樹支配籍ノ區別、巨細取調、早々可差出事

この調査は戸籍編成と無関係ではない。

解放令の出た翌月、弾直樹の伺に対し、囚獄係を通じて示している。曰く⁽¹²⁾

是迄支配罷在候府下并在々之者、以来取計方云々、

此条、是迄府下町々より居住致候彈直樹支配元穢多非人等、其町内へ編入、居町支配ニ可被仰付哉ニ奉存候事

政府は、日程に上った地租改正、さらには徴兵制までみこして、戸籍の錯雑を解消しなければならず、まず「穢多非人等」を民籍に編入する必要のため、戸籍法実施の前に解放令を出すにいたった、というのが、この時期に解放令が出された理由と私は考えている。

ともかく、戸籍法の実施以前に、「穢多非人等」の称は廃止され、一般戸籍に平民として登載されることになった。登載されたと考えられるし、少なくとも当面の問題は登載されたものについて生じている。

おそらくは、そのさいに難問を生じたことであろう。そのひとつは、これらの人びとの住居は、一般の屋敷地と差があったからである。江戸では、東京府につぎのような伺が出された。⁽¹³⁾

一、穢多非人之儀ハ、従前市中河岸地又ハ川中、なだれ地、社寺境内等、普通の町地を離れ、無税之地に罷在候故、一時町地ニ借地、借店も成兼候状態も有之、至急転住行届間敷ニ付、先ツ在来之場所ニ差置、河岸地又ハ附属地住居人之名録ニ差加ヘ置可申哉

但、此河岸地附属地住居人本籍編入之規矩一定之節、同様入籍取計候積

一、川中住居之者ハ為引払候積

但、聊引払御手当可被下置哉 (次頁へ続く)

明治五年式戸籍

四十四番屋敷居住 有	
士族	父故高知藩士族 甲野義一亡
天保八酉年 四月十七日生	甲 野 太 郎
天保十一子年 八月五日生	故高知藩士族乙野善一亡 長女 妻 鈴
万延元申年 六月十八日生	長女 兵
元治元子年 十二月五日生	二女 軍
慶応四辰年 五月十二日生	長男 甲 野 一 太 郎
明治五申年 九月十六日生	三女 猿
弘化元辰年 六月十二日生	当県士族久川乙吉 姉 妻 政 子
	戊九月廿一死亡 妻 せ ん
安政三辰年 四月廿六日生	実当県士族丙野覚之進三男附籍 双方照談ヲ以附籍 丙 三 郎
	子六月平民籍差入分家為仕度 願同月十三日御聴許
合 男 三人 女 五人	
氏神開口社	
祭祀確式	

この二箇条には「伺之通」とされたが、川中居住者の引払の補償については「但、御手当之儀は難被下候間、移住都合出来候迄、引払方猶予致遣し不苦候事」と拒否をしている。各地においても何かと事情があったことであろう。これも難問のひとつであったであろう。

さて、壬申戸籍に差別的賤称が記載されていることは確かであるが、どのような形で記載があるのか、それらの戸籍を調査することは不可能であるため、その間の事情を分析することはできない。壬申戸籍の記載形式は、戸籍法の「第四号戸籍書式」に詳細である。しかし、この書式は、さまざまな親族関係等を想定しているので、甚だ煩雑である。いま、市販の実務書によれば、典型的な家族のばあいは、前頁のようになる。⁽¹⁴⁾ 原本は、むろんたて書きである。差別的賤称を記載する戸籍の例としては、後出（次ページ）高知県長岡郡N村村長の伺に添えられた「別紙」しか知らない。これと比較していただきたい。本人である甲野乙郎には「平民」とあるが、その父と、妻の父について「穢多」と記載されている。両名はどちらも死亡している。この戸籍作成者の意図を忖度すれば、現存者は解放令により平民となったが、死亡した者は解放令の適用がないと考えたのであろうか。壬申戸籍の記載内容は、細部については、地方によってかなりの差があったとのことである。このような差別的賤称記載の基礎には、戸籍作成担当者の差別意識と解放令に関する無理解があり、さらには一般に強かった差別意識が前提となっていることは言を俟たない。忽々の間であったにしろ、その衝に当たった者は周到な配慮をすべきであった。こうして、問題を後に残すことになった。

Ⅲ 敗戦前の措置

1

壬申戸籍における差別的記載が、少くとも司法省レベルでの問題となった最初は、高知県長岡郡N村村長の伺である。

それについて述べる前に、前後の事情に触れておかなければならない。被差別部落のなかから、解放は自らの手でかちとらなければならないと、高い理想を掲げた全国水平社は、1922（大正11）年3月3日に、京都市公会堂で創立大会を開催した。その翌年、3月2・3日に、同じく京都で第2回大会が開催さ

れた。このとき各府県提出議案が63件あったが、⁽¹⁵⁾ その第13に、

戸籍簿、身許調査等の改正を要求するの件（川合・和東水平社）

差別的取扱を無くすることとして可決

とある。提出議案63件のうち、可決議案35件、否決議案8件、保留5件、その他は撤回となったが、可決事項の第10に、

戸籍簿身元調査等の改正を要求するの件

がはいっている。⁽¹⁶⁾ この可決された提案が、どのような活動となって展開したのかは、いま確かめることができない。

1923（大正12）年4月11日、高知県長岡郡后免町日の出座劇場において、長岡水平社支部の創立発会式が挙行された。⁽¹⁷⁾ この集会では、警察署長の演説中止命令にしたがわずに抵抗し逮捕された者も出している。会合の内容はいま詳らかでないが、以下のN村長の動きは、長岡水平社の創立とは無関係ではなからう。

1924（大正13）年7月7日、高知県長岡郡N村村長は、司法省あてに、つぎのような伺をたてた。⁽¹⁸⁾

少数同胞ノ旧戸籍ニハ、別紙謄本ノ如ク記載シアルモ、同謄抄本ヲ下付スルニ当リ、エタナル二字ヲ削除スルモ法規上何等不都合ナキモノト思考致シ候ニ付、自今削除スル様、御決定相成度、此段及稟伺候也
添えられた「別紙」は以下のとおりであった。

甲村第七十一番屋敷居住

平民^{雑業}_{父穢多} 甲郎亡弍男

嘉永四年亥年五月拾七日生

甲 野 乙 郎

年二十二

当村穢多丁助亡參女

丙 子

文政元年寅年二月十日生

年五十五

合 男 一人
女 一人

この伺に対し、民事局長は、こう回答した（大正13年7月23日民事第9916号）。

本年七月七日附日記（戸寄）第八五号稟伺ノ件、旧戸籍ノ穢多ナル記載ハ、謄抄本作成ノ際、之ヲ省略シ、其文字ヲ記載セサルヲ相当ト思考致候、此

段及回答候也、

追テ、穢多ノ名称ハ、明治四年太政官布告第四百四十八号ニ依リ廃止セラレタルモノナルニ付、明治五年編成ノ戸籍ニ之ヲ記載シタルハ過誤ナルヲ以テ、戸籍法第三十九条第二項末段ノ規定ニ準シ、職権抹消可相成、此段申添候、

すなわち、高知県N村からの伺に対し、戸籍謄本や抄本には、戸籍に記載のある賤称は省略するのが相当とするのみならず、戸籍簿にある記載も、それは過誤による記載であるから、職権抹消をすべきものである、と回示したのである。

ちなみに、戸籍法第39条は以下のとおりである。

戸籍法第39条 戸籍法ノ記載カ法律上許スヘカラサルモノナルコト又ハ其記載ニ錯誤若クハ遺漏アルコトヲ発見シタル場合ニ於テハ市町村長ハ遲滞ナク届出人又ハ届出事件ノ本人ニ其旨通知スルコトヲ要ス但シ其ノ錯誤又ハ遺漏カ市町村長ノ過誤ニ出テタルトキハ此ノ限りニアラス

前項通知ヲ為スコト能ハサルトキ又ハ通知ヲ為シタルモノ戸籍訂正ノ申請ヲ為ス者ナキトキハ市町村長ハ監督区裁判所ノ許可ヲ得テ戸籍ノ改正ヲ為スコトヲ得前項但書ノ場合亦同シ

裁判所其ノ他ノ官廳検事又ハ吏員カ其ノ職務上戸籍ノ記載ニ錯誤又ハ遺漏アルコトヲ知りタリトキハ遲滞ナク届出事件ノ本人ノ本籍地ノ市町村長ニ其ノ旨ヲ通知スルコトヲ要ス

2

1925（大正14）年5月16・17日、中央社会事業協会主催による全国融和事業大会が、東京市芝公園協定会館において開催された。その第2日に、長野県信濃同仁会から協議案として「戸籍実施以前ニ於ケル戸籍簿中、賤称アル部分ヲ改写シ、原本ヲ焼却スル事ヲ当局ニ請願ノ件」が提出された。この提案は、請願案件の五として「戸籍実施以前に於ける戸籍簿中、賤称ある部分ヲ改写シ、原本ヲ焼却することを当局に請願すること」を決定した。⁽¹⁹⁾

ちなみに、本大会におけるそれ以外の案件は下記のごとくであった。一、国策樹立の為に諮問機関の設置を其筋に建議すること、二、移住移転を助成すべき施設を其筋に建議すること、三、小学校教育に対し融和観念を助長せしむる

様当局に請願すること、四、各宗教団体をして融和観念を起さしむるやう当局に請願すること、六、地方改善事業に対する国庫補助金を特に年度初めに交附せらるるやう其筋に建議すること、七、育英資金割当額を或期間だけ今少しく増額の方法なきかを当局に建議すること、八、生活安定に必要な低利資金長期融通の方法を講ぜられたきこと、九、改善地域に於ける授産事業補助金増額を請願すること。

中央社会事業協会の会長渋沢栄一は、同年9月29日付で請願事項を一括して内務大臣あてに提出した。これを受けた内務省は、戸籍に関する事項は司法省の管轄なので、第五の事項について司法省に連絡をした（大正14年12月18日東2部第481号ノ内社会局長照会）。⁽²⁰⁾

融和事業ノ徹底ニ関スル請願ノ件

標記ノ件ニ付、今回財団法人社会事業協会会長子爵渋沢栄一ヨリ、別紙写ノ通請願有之候処、該請願事項中第五項ハ貴省関係事項ト被認候条、可然御配慮相成度

追而、此際右請願第五項ニ対スル貴省ノ御意見御回報相煩度
(写)

14地発第28号

大正十四年九月二十九日

財団法人 中央社会事業協会

会長 子爵 渋 沢 栄 一

内務大臣若槻礼次郎殿

融和事業ノ徹底ニ関スル請願

本年五月十六、十七両日ニ亘り、本協会主催ニ係ル全国融和事業大会ニ於テ、満場一致ヲ以テ決議致候別紙案件ハ、国民融和ノ実現上最適切ノ事項ト被存候間、何卒政府ニ於テ御採用ノ上、直ニ御実行相成候様致度、別紙案件相添、此段及請願候也

第一乃至第四（略）

第五、戸籍制度実施以前ニ於ケル戸籍簿中、賤称アル部分ヲ改写シ原本ヲ
焼却セラレタキコト

理 由

明治ノ初年、新タニ戸籍編成ノ際、地方ニ依リテハ、戸籍編成吏ノ無理解ニ起因スル過失ニ抛リ、族籍ヲ記載スルニ方リ、平民ト記スヘキ箇所ニ元穢多ト記載セルモノ往々ニシテアリ、此ノ如キ旧戸籍カ現存スル為メ、其謄本ヲ受ケタル場合、元穢多ノ文字ノ為メニ一身上多大ノ打撃ヲ蒙リシ例尠カラサルヲ以テ、市町村役場其ノ他関係官署ニ現在スル戸籍簿中、是等ノ誤記ノ部分ヲ改写シ、原本ヲ焼却スルカ、又ハ其他ノ方法ニ抛リ適當ノ措置ヲ講スルコトノ急務ナルヲ認ム、是レ本項ノ要アル所以ナリ

第六以下（略）

この照会に対する司法省の回答は以下のごとくであった（大正15年1月22日民事第10196号司法次官回答）。

客年十一月十八日附、東二部第四八一号移牒標記ノ件中、第五項ニ就テハ、現行法令ノ下ニ於テハ、請願趣旨ノ如ク当該部分ノミノ改写ヲ為スコトヲ得サルモ、戸籍法第百八十五条ノ規定ニ従ヒ、該戸籍ノ改製ヲ為スハ差支ナク、又既ニ当省先例トシテハ、戸籍法第三十九条第二項末段ノ規定ニ準シ、当該文字ヲ市町村長ノ職權ニテ抹消スルコトヲ得セシメタルノミナラス、右抹消ノ如何ニ拘ハラズ該戸籍ノ謄本若クハ抄本ニハ当該文字ノ謄写ヲ省略シテ交付スヘキコトニ相成居候条、左様御承知相成度候也

ちなみに、戸籍法第185条はつぎのとおりである。

戸籍法第185条 旧法ノ規定ニ依ル改製セサリシ戸籍ハ司法大臣ノ令スル所ニ依リ本法ノ規定ニ依リテ之ヲ改正スルヲ要ス

但シ記載ヲ要スル事項ニシテ従前ノ戸籍ニ依リ其事實ヲ知ルコト能ハサルモノハ其ノ記載ヲ省クコトヲ得

3

1927（昭和2）年12月3・4両日、広島市豊屋町寿座において、第6回全国水平社大会が開催された。その第2日、当面の重要案件の一つとして「差別的旧戸籍簿破棄要求の件」が提案され、岡山県の岡崎友蔵氏から説明があった。曰く。⁽²¹⁾

法制上に於て差別が除かれたと雖も、各村役場に備付けられてある旧戸籍簿には明らかに生々しく「穢多」云々の文字が刻まれている。我等は之等の差別的旧戸籍簿の破棄を要求せねばならぬ

具体的方針としては

- 一、各役場備付けの旧戸籍簿閲覧調査
- 二、司法当局及び当該役場への破棄要求

この件については「質問討論なく満場一致異議なく可決」と記録されている。しかし、この決定にもとづいて、どのような活動が展開されたのかは、いま確かめ得なかった。水平新聞には、この問題に関する記事は見出されない。

4

福岡県田川郡には筑豊炭田と呼ばれる産炭地がある。ここの被差別部落の地帯には縦横に坑道があり、廃坑となって放置された坑道の上は陥没がしばしば生じた。1932（昭和7）年、同郡某町において墓地陥没事件が起り、戸籍原簿調査の必要を生じ、調査したところ、賤称を抹消した跡の歴然とした原簿の存することが発覚した。この事実を聞知した福岡県親善会会長林田春次郎氏は、これを深く遺憾とし、その処置方について、同年6月7日付で、司法大臣、内務大臣、中央融和事業協会会長、福岡県知事にあて、その処置について以下の申請を行なった。⁽²²⁾

融和事業に関する件

明治初年戸籍編成の際戸籍吏か誤て、平民と記すへき箇所に賤称を記載せるものを、今日尚、抹消又は張紙の儘保存せるもの往々有之、為に一身上多大の打撃を蒙る場合も尠からず。右は融和促進上誠に遺憾の次第に付、市町村保存の戸籍は勿論、裁判所備付の戸籍も全部之を改写せしめ、原本は之を焼却候様、閣下より当局に可然御取計相煩度意見具申候也

この申請を受けた各機関の対応を、日を追って示す。

まず、福岡県知事は、6月27日付で、社会局長官宛に下記の通牒を行なった。⁽²³⁾

融和事業ノ徹底ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ、今般本県融和事業団体タル親善会会長ヨリ、別紙写ノ通具申有之候処、本件ニ関シテハ大正十五年五月三十一日収二第四九五号ヲ

以テ、戸籍制度実施前ニ於ケル戸籍簿中、賤称アルモノニ関スル処置方法ニ関シ御通牒ノ次第モ有之候得共、同通牒添付司法次官ノ通牒ニ依レハ、尚左記ノ通徹底シ難キ事項有之、融和促進上甚タ遺憾ニ付、現在ノ戸籍ノミナラス、除籍簿ヲモ改製シ得ル様特ニ御配慮煩度

一、「戸籍法第八十五条ノ規定ニ從該戸籍ノ改製ヲナスハ差支ナク」トアルモ同様ノ規定ハ旧法ノ規定ニ依リ改製セサリシ現在ノ戸籍ノミヲ改製セシムルモノニシテ除籍簿（最モ改正ヲ要スル明治初年ノ分ハ除籍簿中）ニアリテ市町村及区裁判所ニ保管中ニ及ハサルヲ以テ其目的ヲ達スルヲ得ス

二、「戸籍法第三十九条第二項末段ノ規定ニ準シ当該文字ヲ市町村ノ職権抹消スルコトヲ得」トアルモ右ハ賤称ヲ抹消シ得ルニ止マリ右箇所ノ抹消シアルモノハ閲覧等ノ場合一見シテ賤称アリシモノタルコト判明シ其効甚タ歎キヲ以テ之ヲ改製シテ痕跡ヲ留メサラシムルヲ要ス

福岡県親善会長の申請をうけた中央融和事業協会会長は、7月14日付で、つぎのように回答した。⁽²⁴⁾

六月八日付第一八号を以て御申請相成候賤称を記載せる戸籍原本焼却方の件に関しては、本会理事宮城長五郎氏（現東京地方裁判所検事正）を通して、司法省民事局長に依頼致候処、司法当局に就ては、調査の上可然取計相成候に付御諒知相成度、此段回答候也

8月26日、司法大臣は地方裁判所長あて訓令（司法省民事局秘第83号）を發した。⁽²⁵⁾

市役所町村役場保存ノ戸籍中賤称ノ記載ヲ為シタルモノハ既ニ職権抹消ノ手續ヲ為シタルニ尚戸籍ノ抹消部分に其痕跡ヲ留メ戸籍簿ノ閲覧其他ノ機会ニ於テ不都合カラルサル趣ニ付右ニ該当スルモノアラハ成ルヘク速カニ改製ノ上原戸籍ハ直チニ監区裁判所ニ引継保管セシムル様取計ハルヘシ右訓令ス

同日、司法省民事局長も地方裁判所あて通牒（司法省民事局秘第84号）した。

戸籍改製ニ関スル件

本日附司法省民事局秘第八三号ヲ以テ賤称ノ記載アル戸籍改正方ノ件訓令相成候処右改製ニ関シテハ左記御注意相成度為念此段及通牒候也

記

- 一、改正スヘキ戸籍中ニハ除籍ヲ包含ス
- 二、既ニ改正ニ係リ現ニ原戸籍トシテ市町村役場ニ保存中ノモノハ直チニ監督区裁判所ニ引継カシメラレタシ
- 三、本件改製ニ付テハ改製許可申請ヲ要セサルコト勿論トス
- 四、監督区裁判所ニ於テ原戸籍ノ引継ヲ受ケタルトキハ其旨当省ヘ報告セシメラレタシ

この機会に実施された戸籍簿の調査は、かなり徹底的に実施されたものごとくである。大阪府能勢町役場には、つぎのような文書が残されている。⁽²⁶⁾

昭和7年9月13日

大阪区裁判所監督判事 加藤健一

東郷村長殿

賤称ノ記載アル戸籍調査方ノ件

客年四月当庁(ニ)ノヘ日記第八六号ヲ以テ為シタル照会ニ対シ明治五年及同十九年ノ戸籍、除籍、原戸籍中「元穢多」又ハ「穢多」ト記載アルモノ、若クハ其記載ノ抹消ノ痕跡ヲ留メ居レルモノ無之旨御回答相受居候

(別紙)

賤称ノ記載アル戸籍実数調
何(区)(町)村

		元穢多 又ハ穢多	箇数	戸籍数	新平民 又ハ非人	箇数	戸籍数	其他	箇数	戸籍数
		戸籍	明治五年戸籍							
同十九年戸籍										
同三十一年戸籍										
大正四年戸籍										
除籍	明治五年戸籍									
	同十九年戸籍									
	同三十一年戸籍									
	大正四年戸籍									

処、更ニ調査ノ必要有之候条、右事項ノ外「新平民」又ハ「非人」及其他
之ニ類スル記載アルモノ、若クハ其記載ノ抹消ノ痕跡ヲ留メ居レルモノノ
有無極秘裡ニ遺漏ナク調査ノ上、来ル十月十五日迄ニ別紙様式ニ依リ御回
報相成度、此段及照会候也

以上の照会に対して、東郷村村長は

賤称ノ記載アル戸籍調査方ノ件

九月拾参日附日記(ニ)ノへ第一七九号ヲ以テ御照会相成候件、調査致
候へ共、見当ラス候条、右及回答候也

と回答している。

IV 敗戦後の措置

1967(昭和42)年10月3日、朝日新聞(大阪)朝刊の声欄に、ひとつの投書
が掲載された。この投書がきっかけになって「差別戸籍糾弾闘争」が展開され
ることになる。やや長文であるが引用させていただく。投稿者は和歌山県の48
歳になる女性であった。

差別の戸籍に怒り

まだ役所に残っていたとは

和歌山県田辺市議会で、壬申戸籍の閲覧をさせないようとの要望が出さ
れ、市長は「この戸籍は、戦災で焼いたり、破棄した町村もあり、当市も
法務局に破棄手続をしている」と答えたそうです。

明治5年に施行され、士族、平民、そして法の上では過去のものになっ
たはずの“未解放部落”のことが明示された戸籍—壬申戸籍というものが、
今もあって、それを市役所の窓口で閲覧させていることを、私は今まで知
りませんでした。このことを、私は朝日新聞和歌山版で読んで、怒りをし
ずめることができません。

江戸時代、封建制度最大の罪としか思われぬ、屈辱的な身分制度が、
今日も心なき人びとの中に差別の偏見を残しているのです。それら不幸な、
へだての中がきを取除くため、どんなに多くの人が訴え、命をかけてたた
かったことでしょう。

こともあろうに、役所にこんなものがあるとは。

戸籍は、理由によって閲覧をことわることがありますが、理由はなんとでもつけられます。それを見にくる人は、あやまった身分制度、しかも法の上で百年も前に過去のものとなったものをもう一度ほじくりかえすために見るのです。その他、なんのために、こんなものをわざわざ見に行く必要があります。

日本中の市町村に、こんな戸籍を残しているところがあったら、法務局の命令で、いっせいに破棄していただきたいと思います。

この投稿は、その少し前に、田辺市議会で市長が「今後は市役所の窓口サービスの改善につとめ、明るい市政の実現に努力します……」と述べたことへの反論であったという。⁽²⁷⁾

朝日新聞の記者田村正男氏は、この投書を看過することができず、調査を始めた。和歌山市役所、同県庁、同地方法務局等をまわり取材したが、公務員は法律を守るだけとの返事がかえり、またその戸籍が結婚や就職の身元調べに利用されていることを知った。さらに、被害者に会って事実を確かめた。田村記者は、12月、集めた資料をもって、当時部落解放同盟の委員長であった朝田善之助氏と会って話し、朝田善之助氏も、この問題をとりあげてことを考えており、ここで壬申戸籍の廃棄要求闘争の方向が決まった、という。

翌43年1月4日、朝日新聞は「生きていた“差別の戸籍” 西日本で自由に閲覧 身元調べの資料に利用 徹底しなかった回収」との大きい見出しで、壬申戸籍がなお自由な閲覧に供せられていることを報道した。⁽²⁸⁾

記事は、戸籍制度の由来を述べ、司法省の同戸籍回収指示にもかかわらず、市町村まで徹底せず「むしろこれに反抗する市町村」もあった、としている。同記事は、和歌山県における壬申戸籍閲覧による就職差別の実例をあげ、「このように興信所などが未解放部落出身者であるかどうかを調べる手がかりに壬申戸籍をねらう傾向が強まっており、“自衛”に限界がきたとして田辺市はこのほど和歌山地方法務局を通じて法務大臣あてに『壬申戸籍を全部廃棄したい』という申請を出した。奈良県下でも同じような傾向が強かったが、昨年11月になって奈良地方法務局が持田運一法務局長の職権で、同県下にある壬申戸籍の閲覧を禁止した。明らかに人権を侵害すると判断したためである。高知県下では高知地方法務局が3年程前から市町村に対し『壬申戸籍は人権問題にからむ

ので廃棄の認可申請を出すように…」と指導を続けたためかなりの市町村では、すでに廃棄されたという。」と伝え、壬申戸籍を残し、興信所などに見せているところは、全国各地でかなり多いと見られている、と結び、つぎの談話を掲載している。

法務局民事局第二課長弓吉己課長の話 大阪法務局へ先月中旬に照会して、はじめてその事実を知り驚いている。常識からいっても、閲覧させるべきものではなく、直ちに関係法務局へ回収を指示した。壬申戸籍は、明治19年の戸籍法の改正で書きかえられており、すでに廃棄されたものもある。しかし、廃棄処分するには、市町村長から各地の法務局長に認可申請が出されて、はじめて決められる建前なので、廃棄するかどうかは、あくまで市町村長の意思によらねばならない。

部落解放同盟委員長朝田善之助氏の話 具体的に穢多、非人と書かれていなくとも、壬申戸籍は、見る人によっては部落出身者であるかどうかすぐわかるようにつくられている。行政の中に差別はないとする政府の発言は、ウソであることがはっきり証明されたわけだ。

翌1月5日付の解放新聞は、1面全部をあてて、壬申戸籍の問題をとりあげた。⁽²⁹⁾「悪用されている差別戸籍 国の制度として差別が厳存」との見出しがつけられている。

同記事は、詳報の前に、この問題の意義について、つぎのように論じている。

明治維新から数えて今年百年にあたる。われわれの先輩たちの血のにじむような解放へのたたかいによって、とくに、部落大衆の自主的なたち上りである水平運動によって、そしてまたその部落解放運動は、一般的な人権運動あるいは民主主義運動、社会運動にささえられて、少くとも国の制度としては差別はない、法の前にはすべて平等であるといわれてきた。それは、敗戦後の新憲法やそれともなう法律だけでなく、敗戦前の明治憲法、その下における法においても、少くとも部落差別は存在しないというたてまえになっていた。いや明治の「解放令」が四民平等の思想から出ているとされ、法的には差別の存在をゆるさないものとして、これらのことは一般的な常識でさえあった。敗戦前は、男女の差別は法的には存在したが、部落差別という点では、少くとも法的には存在しないと言われてき

た。そして差別とは、一つには封建社会から受けついで数百年にわたる差別意識、社会意識としての差別、そして一つには政治と行政による怠慢によって生み出された生活の中にある差別であるとされてきた。

もっとも、国の制度としての差別、法的には差別は存在しないといわれても、その法の運用において差別されていたことは、数限りなく存在し、それが今日の差別を存在させている根元であるといわれてきた。

しかし、この国の制度としては差別はない、法の前にはすべて平等であるといわれてきたことが、全くのごまかしであること、部落に対する差別が、観念的な差別意識や、生活の中にある差別実態だけでなく、いやそれらをささえるものとして、法の前にも差別され、国の制度としても差別が厳存しているという事実が、わが部落解放同盟の追及によって明らかとなった。以下明らかにする国の制度としての「差別戸籍」の問題がそれである。

明治維新百年にあたり、「明治百年祭」として政府や地方自治体が、鳴もの入りでその税祭をあげようとしているとき、この国の制度としての差別は何を意味するのか、今年のをが部落解放運動の最大の課題として考えてみたいわけである。

以下、同紙は、わが国における戸籍制度の推移、差別戸籍に対する闘争の経過について述べ、戸籍によって「国の制度として差別が存在」している点を強調し、以下の取組みを提起した。

- ① まず市町村役場に対して「壬申戸籍」がどのような状態におかれているかを明確にさせること。
- ② その上でただちに差別戸籍の閲覧禁止の措置をとらせ、その廃棄の認可申請を法務局にさせること。
- ③ 「戸籍に関する事務は、市町村長がこれを掌握する」ことになっている。市町村行政の責任を追究すること。
- ④ 人権擁護を仕事とする法務局に対して、その責任を追究すること。

これらの全国的な糾弾闘争を基として中央本部として中央政府に対するたたかいを展開してゆく。

ここで「廃棄」といっているのは、「閲覧を禁止して、法務局に引渡すこと」であり、焼却などのいわゆる廃棄処分ではない。歴史的な資料としては、まこと

得がたいものであり、これを抹殺することではなく、適当な機関に厳重に保存することである」としているのは、当を得た付言というべきである。最後に、「明治百年」が「差別の百年」であったことを明確にさせ、①差別戸籍糾弾のたたかいは、部落大衆の要求を結集してこそ成果をあげうるものであること、②全国のもり上った力を基本とし、「答申」の具体化をよりどころに、今年こそ解放の政治と行政を確立させるたたかいを徹底して展開すること、と結んでいる。

このような状況のなかで、法務省は以下のような対応をする。⁽³⁰⁾

1月10日、民事局長は東京法務局長あてに通達（電報第312号）を行う。

壬申戸籍の廃棄申請があった場合は、当分の間その許可を留保されたい。
なお、許可済のものについても、別途指示するまで廃棄しないよう指示されたい。

とりあえず、焼却等の廃棄処分をまたせたのである。

翌1月11日、民事局長は、各法務局長・地方法務局長に通達（民事甲第10号）を出す。⁽³¹⁾

明治五年式戸籍（壬申戸籍）の閲覧について

市区役所、町村役場に保存されている標記戸籍のうちには、往時の賤称、前科等現行法において定める事項以外の事項の記載がなされ、一般に公開するに適しないものがあって、同戸籍の閲覧その他の機会において不都合を生じているので、今後は、このような戸籍については、戸籍法第10条第1項ただし書の規定に従い、当該戸籍に記載されている者の親族以外の者の閲覧には応じない取り扱いとする。

なお、特に必要がある場合において、同戸籍の謄本若しくは抄本の請求があったときは、その謄本若しくは抄本の作成にあたっては当該文字の謄写を省略する等十分留意するよう指導されたい（昭和36年12月6日付民事甲第3021号当職通達、大正15年1月22日付民事第10196号司法次官回答、大正13年7月23日付民事第9916号司法省民事局長回答参照）。

右ご了知のうえ遺憾のないよう管内支局長及び市区町村長に周知方取り計わりたい。

ここで、親族に対してのみ閲覧を許可すると全面閲覧禁止を保留したのは「現

行相続法上、その相続人調査上利用されている現状にかんがみ」たものであった。しかし、親族と称しての閲覧は可能であった。そこで、3月4日付民事局長通達（民事甲第373号）は、閲覧の全面禁止に踏みきる。⁽³²⁾

明治五年式戸籍（壬申戸籍）の閲覧等については、本年1月11日付民事甲第10号当職通達をもって指示したところであるが、今後は左記の取扱いによることとしたので、管内支局長及び市区町村長にこの旨周知方取り計らわれたい。

記

- (一) 明治五年式戸籍については、閲覧の請求に応じないこと。
- (二) 右の戸籍についての謄本、抄本又は記載事項証明書は、現行の戸籍記載事項に相当する事項についてのみ作成すること。

この変更の理由について、新谷法務省民事局長は、3月8日の法務委員会において、中谷鉄也議員の質問に対して、こう説明している。⁽³³⁾

当該壬申戸籍に記載されておる人の親族といたしましては、相続関係を証明いたすためにこれを利用しなければならないという要請があることは、当然でございます。しかしながら、その親族の方々がかかりに閲覧を求めまして、壬申戸籍の中に記載すべからざるものがかりにあった場合、戸籍役場でこれを拒否されますと、そこにあからさまに差別待遇という問題が表面に出てまいる危険性があるわけでございます。そういう意識がなくて閲覧を求める場合にも、そういう事態が発生する可能性もございます。したがって、親族に限って許すという措置もさらに反省いたしまして、これは一般的に閲覧を許さないことにし、一般の人々の不便を生じさせないためには、別途謄抄本あるいは記載事項の証明の方法によって十分間に合いますので、そういう趣旨で今回の通達を出したわけでございます。

なお、この日の法務委員会の質疑のなかで、全国3,386市町村のうち、2,645市町村が、約2万5千冊の壬申戸籍を保存していることが明らかにされた。

一方この間、部落解放同盟中央本部は、1月12日付で、都府県連中央委員中央執行委員あてに、中央執行委員長朝田善之助・事務局長谷口修太郎名で、「差別戸籍」糾弾闘争について指令を発する。⁽³⁴⁾ その内容は、上述1月5日付の解放新聞と同じである。

部落解放同盟第23回全国大会は、3月4・5日、京都府立勤労会館で開催された。この大会では、政府の企画推進しようとする「明治百年」の諸行事に対し、「差別の百年」としてとらえ運動を盛り上げようとしている。「この一年をいかにたたかうか」については、1. 同対審答申を即時完全に実施させよう、2. 日常要求闘争を発展させ、行政闘争の全国的水準を向上させるためにたたかおう、3. 壬申戸籍ならびに文部省「生活指導資料」の差別糾弾を日常要求のテコとして、徹底的にたたかおう、との3点があげられた。当面の問題3のなかで、方針案は、こう述べている。⁽³⁵⁾

壬申戸籍そのものによってうける部落民への差別迫害は言葉につくせないものがあるだけではない。これは末端市町村より政府にいたるまでの制度的な行政差別である。

したがってそれはあきらかに憲法に違反している。また、これを保有し、部落差別を拡大するどんな身元調査にも、客観的に協力している市町村の差別行政の実態に対し、われわれは、徹底的に糾弾をおこなわなければならない。

差別戸籍である壬申戸籍の差別拡大再生産の今日的、社会的意義は、ひじょうに大きいものがある。部落民は、明治のはじめより今日に至るまでの百年の間、市民的権利が行政的に不完全にしか保障されなかったために、差別が今日なお社会的に存在している。壬申戸籍が、制度として、今日もなお残され、それが手数料を支払えば誰でも見られるという今日までの状態は、部落民を、封建的な時代さながらに、経済的・政治的差別圧迫を、温存助長していることを、何よりも雄弁に物語っている。

したがって、われわれは、「明治百年」を契機とする今年の運動の方向は、壬申戸籍の糾弾闘争をテコに、部落を基礎に、全府県的に、日常要求闘争を盛りあげ、全国闘争——「同対審答申」の具体的内容である「特別措置法」の制定、行政組織の確立、財政的保障のための予算措置など——に、発展させなければならない。

3月15日、岡副委員長ら部落解放同盟の代表は法務省を訪れ、壬申戸籍の全面的な回収を要求し、差別的悪用を放任してきた国の責任を追求した。⁽³⁶⁾ 法務省はこれまでの経過を説明するとともに、「差別戸籍」であること、これが差

別的に悪用されてきた事実を全面的に認めるとともに、現在のところ財産関係で利用価値もあるので全面的回収はなお検討中である、と答えた。同盟側は、差別的悪用を許さない処置をとるため壬申戸籍を全面回収すること、さらにこの壬申戸籍は学術的な資料価値としては貴重なものなので散逸しないよう国の責任で厳重に管理することを重ねて申入れた。このとき、同盟側の出した法務大臣あての「抗議と申入れ」は、壬申戸籍作成以後の経過を述べ厳重に抗議するとともに、つぎの事項について要求している。

一、差別的記載のある「壬申戸籍」を百年近くも一貫して悪用させ、部落大衆を差別しその人権を侵害してきたことの責任を明らかにすること。

一、各市町村に対し、ただちに、「廃棄申請」を出させ、法務局に回収すること。

一、その上にとって、この「差別戸籍」の一切の悪用を許さない処置をただちに講ずること。

3月22日、衆議院の法務委員会では、壬申戸籍の今後の取扱いに関して質疑が行なわれた。要旨を抄記してみる。⁽³⁷⁾

中谷鉄也議員 壬申戸籍の問題で新しい動きが現われてきた。百年の差別を返上するというので、大阪府下の大東・岸和田・貝塚の3市から、市役所が保管している壬申戸籍を大阪地方法務局に持参し、結局大阪地方法務局ではそれを預った。問題は、①閲覧についてどのような措置をとるか、②壬申戸籍の保管をどうするか、の2点。戸籍を預けるという措置は今後遂行されるべきである。つまり保管場所を法務局に移すべきであると思うが、如何。

新谷法務省民事局長 閲覧について禁止はしたが、「壬申戸籍といえども一般国民は利用しなければならない面もまだございますために、その利用面を完全に閉ざしてしまうこともこの際は困難ではなからうか…。」利用の必要がなくなった場合、市町村は法務局に廃棄の認可申請を出し、法務省は保存期間その他のことを考え判断したうえで認可するのが通例。しかし、法務局の現状は、現存戸籍あるいは戸籍を全部一か所に集中管理する余裕はなく、検討中である。

中谷 報道によると、大阪法務局の戸籍課長は、とりあえず私個人が預る

といって受取ったが、大阪法務局として預ったと理解してよいか。第2は、差別事象を包蔵する壬申戸籍は法務省あるいは地方法務局の保管が最も適切との声が非常に強いが、今後市町村から保管の申請・要望があれば、どうするか。

新谷 今月（3月）19日に、大東・岸和田・貝塚3市から、壬申戸籍を預ってもらいたいとの要望があり、大阪法務局の戸籍課長は、個人的にという形で、一応預った。3市からは廃棄の認可申請があり、大阪法務局もすでに認可した。法務局では、人権問題を生じないように適切な措置を講ずると確信している。一般的に各市町村から保管の要望があったときは、事情を十分考慮し、できる限り協力するという態勢で臨みたい。具体的にいえば、法務局でこれを保管するということもありうる。これは廃棄の認可のあったものについて保管するという意味で、結論ができれば通達を出す考えである。

3月29日、法務省民事局長は、「明治五年式戸籍（壬申戸籍）の保存等について」の通達（民事甲第777号）を出した。⁽³⁸⁾

標記戸籍の取扱いについては、その保管利用状況を調査して対策をたてるまでの間のとりあえずの暫定措置として、本年一月十日付民事甲第一八九号及び翌十一日付民事甲第一〇号並びに同年三月四日付民事甲第三七三号をもって通達したのであるが、その対策を検討した結果、今後は下記によることとしたから、その趣旨を徹底せしめ、取扱いに遺憾のないよう関係市町村長に周知方取り計らわたい。

記

- (一) 市町村において、その利用状況の実情から明治五年式戸籍を廃棄してさしつかえないものとして廃棄申請があった場合には、従前の取扱いに従ってこれを許可してさしつかえない。
- (二) 廃棄の許可をした右戸籍（従前許可したものを含む）について市町村においてこれを保存する必要があると認めるときは、それが外部に流出する等により弊害を生ずることの絶対に生じないよう保存方法につき充分な配慮をする必要があるので、関係市町村と慎重に協議し、市町村においてこれを整理して厳重に包装封印して保管するものとする。

なお、右の協議の結果市町村において保管することが適当でない場合には、法務局又は地方法務局において右と同様の方法により保管することとするが、施設の実情に応じ、その所在を明らかにして支局又は出張所に分散保管することとしてさしつかえない。

(三) 市町村において、その利用状況から廃棄申請を相当としない右の戸籍については、本年三月四日付当職右通達による取扱いを今後とも一層厳守するとともに、謄抄本等を作成するため使用する場合以外は、包装封印して保管する等の措置をして、その記載内容が一般外部にもれることのないよう、厳重に市町村に留意せしめるものとする。

この通達が、壬申戸籍に関する現在にいたる最終の措置である。

同年4年24日、鳥取地方法務局の照会（鳥法戸第429号）に対し、民事局長はつぎの回答をしている。

本年三月二十九日法務省民事甲七七七号で貴職通達がなされたところですが、明治十九年十月六日内務省令第二二号「戸籍取扱手続」施行後同手続第五条により改製するまでの間に除籍となり除籍簿に編てつ保存され、いまだ保存期間の満了していない明治五年式戸籍についても、その廃棄申請があった場合には、これを許可してさしつかえないでしょうか何分のご指示をお願いします。

回 答

廃棄を許可することは相当でない。

付 大阪市における対応

部落解放同盟の「差別戸籍」糾弾闘争の方針にしたがって大阪府連も行動を開始した。1968（昭和43）年1月18日、岸上委員長、西岡書記長ら代表10人は、大阪法務局で、池川局長、吉田戸籍課長、田村人権擁護第二課長らと会い、差別的に悪用されている「壬申戸籍」を、府下の市町村役場から直ちに法務局に回収するよう要求するとともに、戸籍事務の監督の立場にある法務局が差別的悪用を一貫して許してきたことの責任を追求した。⁽³⁹⁾ 法務局は「部落に対する差別的事項を記載してない壬申戸籍は問題ない」というのに対し、同盟側は、大阪府下においても各地で差別的記載の「壬申戸籍」が発見されているが、たとえ部落という差別的な記載はなくとも、身分、宗教職業、犯罪歴などがこま

かく記載されており、被差別部落の人間であることがすぐわかり、差別拡大の原因となっていることを具体的な事実をあげて追究した。同盟側は、差別の戸籍簿を残し、自由に閲覧させていることは大きな人権侵害であり、人権を守る立場にある法務局としては、早急に府下各市町村で「壬申戸籍」の廃棄手続をとらせ、ただちに法務局へ回収するよう強く要求した。

大阪市は、1月23日、市役所総務局から一括して法務局あてに壬申戸籍の廃棄申請を行ない、廃棄の許可をうけた。

大阪法務局は、4月2日、管内の各市区町村長あて、以下の依命通知（日記戸第370号）を出した。

壬申戸籍の保存について

標記については、別紙のとおり本年3月29日付民事甲第777号をもって法務省民事局長から通達のなされたところであるが、同通達記(二)なお書きのとおり保管を希望する市町村は、本月6日必着をもってその旨当職まで申し出られたく命により通知する。

この通牒をうけて、同4月2日、大阪市総務局長は各区長あて、つぎの通知（総務第42号）を出した。

明治5年式戸籍について

標題戸籍については、本年1月23日付で当局から一括法務局あて廃棄申請を行ない、別添のとおり許可されたが、当該戸籍の保存については、本市は統一して法務局へ保管願うよう依頼済みであるが、あらためて法務局発日記第370号通ちょうにより文書をもって依頼することとなっているので、依頼文書を区長名で至急当局区政課あて送付願いたい。

なお、爾後法務局との交渉については、当局で行なうので、その経過についてはその都度連絡する。

5月17日、大阪市各区の壬申戸籍はすべて法務局に搬入を完了した。

6月6日、総務局の区政課長は「明治5年式戸籍の法務局への搬入にかかる事務手続について」事務連絡をしている。

標題戸籍については、すでに昭和43年4月6日付大総務第57号により、大阪法務局長あて保管を依頼済みですが、同月10日に開催された府下戸籍主管課長事務打合せ会において戸籍簿搬入の際の事務手続として、送付書

を添付してほしい旨の要請があったので、別紙様式により2部を当課あて至急提出願います。

なお、廃棄許可の日付は、各区において許可を受けた日を記入して下さい。

おって、戸籍簿は当局から一括して昭和43年5月17日に法務局へ搬入済みですから、送付書の日付は5月17日として提出して下さい。

大阪市における壬申戸籍の問題は、こうして終止符をうった。

あ と が き

以上、述べてきたのはほとんど事実の経過である。そのなかには、これまでとりあげられていない事実もあるが、なお私の気がつかなかった経過もあるかと思う。今後も気をつけて、機会があれば補訂の機会をもちたい。ただ、私の「実証主義」が、表面に現われていることがらにとらわれ、洞察が充分であったかどうかについては不安を禁じ得ない。今後も私の自戒としたい。

壬申戸籍の差別的記載が表面化したのは、知り得る限り、戸籍の編成があったから実に半世紀を経た後であった。原本の差別的記載は抹消すべきものとされたが、その抹消は、記載がいっそう目立つような結果であった。このような重大な問題について、行政の対応は、つねに受身であり、消極的であったことは否めない事実であった。

- (1) 正確な記録がないというわけではない。法務省民事局第2課課長補佐中野孫一氏の「明治五年式戸籍（壬申戸籍）について」（『戸籍』252号 昭43年2月号）および資料（同254号）は、正確な記録というべきであるが、ここでは行政サイドの公文書しかとりあげられていない。なぜ、そのような措置がとられたのかの事情には言及していないし、もちろん成果をあげ得なかった運動などは、ここにはでてこない。
- (2) 『解放新聞』1968年1月5日第403号。
- (3) 福島正夫「明治4年戸籍法とその展開」（『日本資本主義と家制度』所収）221頁。
- (4) 福島、前掲、221頁。
- (5) 福島、前掲、222頁。

- (6) 公文録
- (7) 小林茂「幕府・維新政府の解放事情」（『部落解放令の研究』所収）68頁所引。
- (8) 「公議所日誌」（『明治文化全集』第4巻所収）。
- (9) 『大久保利通文書』第2巻197頁。
- (10) 大江天也「穢多非人称号廃止の顛末を述べて其起源に及ぶ」（『民族と歴史』第2巻第1号所収）。
- (11) 小林茂「明治解放令」（小林前掲所収）。
- (12) 石井良助「明治4年のいわゆる賤民解放令について」（同『日本団体法史』所収）261頁所引。
- (13) 石井、前掲、262～3頁。
- (14) 民事法務協会編『実務戸籍法』（昭和57年8月刊）443頁。ちなみに、同書に掲げる明治19年式戸籍、明治31年式戸籍、大正4年式戸籍の雛形を掲げる。何れも原本はたて書きである。

明治十九年式戸籍

滋賀県滋賀郡大津新町第拾五番屋敷	士 族	
	前戸主 亡父 甲 野 義 太 郎	
明治五年参月壹日明治参拾七年八月参日死亡㊦	戸 主	亡 父 義 太 郎 長男
		甲 野 良 教
		天保九年九月式拾壹日生
明治五年参月拾日当郡大津観音寺町士族乙野一郎長女入籍ス	妻	ひ さ
		弘化貳年八月式日生
	長 男	真 教
		明治拾八年九月式拾日生

注 裏面五人記載、次葉紙表裏とも五人記載

明治三十一年式戸籍

本籍地	新潟県佐渡郡両津町大字湊六拾六番地	前戸主	甲 野 義 太 郎	
	明治参拾老年七月式日午末市甲酉町七番地	戸主	族 称	平 民
へ転籍届出同日甲酉町戸籍吏丙野丙郎受附同	前戸主トノ続柄		亡 甲野義太郎 長 男	
月式拾壹日届書及入籍通知書発送同月式拾五	父		亡 甲 野 義 太 郎	長 男
日受附除籍㊦	母		リ ン	
	甲 野 義 一 郎			
	出 生		明 治 拾 六 年 四 月 壹 日	
	戸主トナル原因及ヒ年月日		父義太郎死亡ニ因リ明治参拾六年五月九日戸主ト為ル同月式拾日届出同日受附	
明治拾年壹月拾日当県当郡青里村平民丁野	父		丁 野 三 郎	長 女
三郎長女入籍㊦	母		タ ミ	
	家 族ト続柄			
	リ ン			
	出 生	安 政 参 年 式 月 式 日		

注 裏面三人記載、次葉紙表裏とも三人記載

大正四年式戸籍

本 籍	名古屋市東二葉町拾八番地	前 戸 主	乙 川 常 一		
	大正四年八月四日前戸主常一死亡ニ因リ家	戸 主	族 称		
	督相統届出同七年貳月壹日受附㊦		前戸主 ト 統 柄	乙 川 常 一 長 男	
	神奈川県高座郡茅ヶ崎町老万貳千六百八拾		父	乙 川 常 一	長
	四番地ヨリ転籍届出大正七年八月拾參日受附		母	は な	男
	入籍㊦		乙 川 三 郎		
	東京市芝区佐久間町貳丁目拾壹番地ニ転籍				
	届出大正八年拾月五日同区長古賀幸正受附同				
	月拾貳日送付全戸籍除籍㊦				
	出 生	明治四年七月拾八日			

注 裏面二人記載、次葉紙表裏とも二人記載

- (15) 部落問題研究所編『水平運動史の研究』第2巻180頁。
- (16) 前掲、124頁。協調会編『本邦労働運動調査報告』（大正12年12月）に、「九、戸籍簿・身元調査等の改正を要求するの件（川合・和泉水平社）役場その他官公署の作成に係る身元調査等に部落民なる事を表示するために、迫害が何処までも追隨するのであるから、文書規定を改正して、公文書には一切、部落民等の事実を記載せしめざるよう交渉することが主たる協議事項であったが、その改正手続を要求する段階に迄行かず、将来かかる公文書で部落民を表示するが如き記載あった場合には、当該官公署を糾弾することとして可決になった」とある（高知県同教『高知県における解放教育の遺産と今後の課題』P.218～9所引）。

- (17) 前掲、300頁。
- (18) 「明治五年式戸籍（壬申戸籍）について」（前掲第252号掲載の資料）、「戸籍」第254号。
- (19) 部落解放研究所『融和事業年鑑』（復刻版）1巻47頁以下。
- (20) 『戸籍』第254号29頁。
- (21) 『水平新聞』昭和3年1月1日付、第20号。
- (22) 『融和事業年鑑』第8巻509頁。
- (23) 『融和事業研究』昭和7年12月24日、前掲、『融和事業年鑑』第8巻17頁。
- (24) 前掲『融和事業年鑑』第8巻509頁。
- (25) 『戸籍』254号30頁。次掲通牒も同じ。
- (26) 『大阪府同和教育史料集』第2巻75・6頁。
- (27) 田村正夫「遠くより近くを」49頁。この投稿のもとになった事件の追究については、私の調査ができていない。ただ、つぎのような事件のあったことだけ記しておく。和歌山県の白浜町長は、差別行為防止の観点から、戸籍の閲覧、謄抄本の交付申請には本人の代理委任状、同意書または承諾書を添付することとし、本人の知らない間に戸籍がみられることのないように取り計った。この手続をとらなかった抄本下付申請を拒否された者が、右町長の処分を戸籍公開の原則（戸籍法10条）に反するものとして、和歌山家裁田辺支部に相当の処分を求めた。同支部は、昭和49年3月27日、町長の措置は行きすぎであるとし、本申請を拒んではならないと判示した（『判例時報』745号P.38以下）。判決理由は、「元来差別行為が個人の尊重と法の下での平等という憲法的公序に違反するものである以上、その防止は戸籍公開の原則に優先するもの」としながらも、「戸籍の公開が差別行為につながり、これを誘発助長するおそれのあることは相手方（白浜町長）の主張するとおり、これを否定できないとしても、これが差別行為の禁止と二者択一の関係にあるものとは解することはできないのであって、その運用によっては差別行為の誘発助長を防止しながら、なお戸籍公開の原則を維持して行く余地が残されているものと解することができる」としている。
- (28) 昭和43年1月4日、『朝日新聞』朝刊、第12版。
- (29) 1968年1月5日『解放新聞』403号。
- (30) 日本加除出版『親族相続戸籍に関する訓令通牒録』4421号。

- (31) 前掲、4422号。
- (32) 前掲、4425号。
- (33) 1968年3月15日『解放新聞』410号。
- (34) 部落解放研究所編『部落解放運動基礎資料集』Ⅳ、102～5頁。
- (35) 前掲、Ⅱ、138頁。
- (36) 1968年3月15日『解放新聞』410号。
- (37) 前掲、4月5日、412号。
- (38) 前掲、『訓令通牒録』4426号。
- (39) 1968年2月5日『解放新聞』406号。